

議 事 録

令和3年10月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和3年第11回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年10月5日(火) 13時20分から13時53分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 欠 席	2番 守川 千穂	3番 欠 席	4番 長曾我部 徹
5番 欠 席	6番 稲葉 和弘	7番 欠 席	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 欠 席	12番 欠 席
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名

1番 多久 正光	3番 森 喜代輝	5番 徳丸 誠次郎	7番 廣田 幸徳
11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄		

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

- 議案第74号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
- 議案第75号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
- 議案第76号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第77号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第78号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
- 議案第79号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
- 議案第80号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
- 報告第16号 農地法第3条第3の規定による届出
- 報告第17号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。
農業委員総数 14 名中、8 名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会が成立することをご報告します。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 3 年第 1 1 回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、6 番 稲葉和弘委員、8 番 米岡一利委員
にお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 74 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 74 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号 143 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得です。

調査書の 1 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 144 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 2 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 145 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は規模拡大によるものです。
調査書の 3 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 146 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 4 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 147 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 5 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 148 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 6 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 149 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得です。
調査書の 7 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 150 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 8 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 151 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。
調査書の 9 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。
以上 9 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 143 番から 144 番を北部地区担当委員

6 番 (稲葉和弘君)

提案番号 143 番から 144 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませ

でした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 145 番から 149 番を南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 145 番から 149 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 150 番から 151 番を東部地区担当委員

8 番（米岡一利君）

提案番号 150 番から 151 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 74 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 74 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 75 号、農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 75 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請でございます。

提案番号 13 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、耕作便利による賃貸借権設定 10 年です。

調査書の 10 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 1 件でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 13 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 13 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 75 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 75 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 76 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 76 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 16 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田、503 m²を一般住宅として転用する案件です。

調査書の 12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 16 番を南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 16 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご

審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第76号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第77号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第77号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号78番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑2筆計1,409㎡を取得し、駐車場及び資材置場として転用する案件です。

調査書の14ページに立地基準を、15ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号79番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑2筆計450㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号80番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑738㎡と、他の地目3筆計1,473.9㎡を取得し、駐車場及び資材置場として転用する案件です。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号81番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田498㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 82 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 3 筆計 1,997 m²を取得し、条件付き売買予定地 6 区画分として転用する案件です。

調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 83 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 13 m²を取得し、集合住宅の敷地の一部として転用する案件です。

なお、申請地はすでに宅地と使用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 84 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 168 m²を取得し、宅地として転用する案件です。

調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 85 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、36 m²を取得し、駐車場として転用する案件です。

調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 78 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 78 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 79 番から 84 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 79 番から 84 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 85 番を東部地区担当委員

13 番 (隈部誠一君)

提案番号 85 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 77 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 77 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 78 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 78 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 30 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 31 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 32 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 30 番から提案番号 32 番につきましては、9 月 17 日に売買会議を開催しているものであります。

なお、提案番号 32 番については、調査書 30 ページに調査内容を記載しており、農業経営基盤強化促進法 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第78号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第79号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第79号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。
今回の利用権設定は、新規設定21件、再設定1件その面積は54,732㎡でございます。

提案番号270番から提案番号291番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・野菜等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査書については、調査書31ページから40ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第80号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題としま

す。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 80 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 39 番の土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙 2、現地写真の 19 ページに掲載のとおり、管理されていない孟宗竹や雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 80 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 3 年 8 月に届出がありました件数は 11 件、筆数の合計は 74 筆、面積の合計は 91,030 ㎡でございます。詳細につきましては、34～35 ページに記載しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長(坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第16号は終わります。

次に、報告第17号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(坂口美治君)

報告第17号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

農地法による許可が不要とされている案件で、令和3年8月に届出がありました件数は、4件、土地の所在等は議案書記載のとおりで、転用の内容は、7番が農業用倉庫及び作業場、8番が農業用機械倉庫、9番が携帯電話基地局、10番が農業用機械倉庫となっています。

以上でございます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第11回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○副会長(隈部誠一君)

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

6番 農業委員

福景和弘

8番 農業委員

米岡一利